

國學院大學學術情報リポジトリ

The Festivals of Rice and Millet : Daijosai and Niname

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Okada, Shoji メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000437

稲と粟の祭り

— 大嘗祭と新嘗 —

はじめに

古代いらい神祇祭祀は稲祭りであるということが常識になっている。伊勢神宮祭祀は神嘗祭をはじめとする祭祀の体系と諸神事・行事は、稲祭りで一貫しており、粟の存在を確認することはできない。^①一方、祭神・天照大神を同じくする六月・十二月神今食、十一月天皇新嘗（神祇への班幣祭祀の新嘗祭と区別する）と大嘗祭の神膳には稲（米）とともに粟が供えられ、共食の儀礼が行われる。

岡田莊司

古代から伊勢神宮祭祀と連動し、体系化されていると思われる天皇家親祭の大嘗祭と新嘗・神今食は、稲祭祀とともに粟祭祀が組み込まれており、この部分に関しては一致しない。この伊勢祭祀の稲祭りのみと、天皇祭祀の稲と粟祭りとの、大きな違いは何を意味しているのか。これまで、新嘗と粟について論究はあるものの^②、大嘗祭との祭祀構造上、この問題にほとんど関心が寄せられることはなかったが、これこそが大嘗祭と新嘗の本質を明らかにできる研究課題といえよう。本稿では、近稿^③につづいて天皇祭祀における稲と粟の祭りの特質について論じることしたい。

一、天皇新嘗と粟

「ちはやぶる神の社やしろし無かりせば 春日の野辺に 粟あわま蒔まかましを」(『万葉集』卷三、四〇四)

奈良時代中期の作とされるこの歌は、奈良市・春日神社の鎮座地である春日野に「神の社」があったことが詠まれている。春日神社の神殿は神護景雲二年(八六八)に創建された。これ以前は神殿が無い「神地」(正倉院所蔵『東大寺山堺四至図』)と記された神域とされており、ここが神地でなければ、粟を蒔くものを、と詠われた。粟の農作は、大和においても行われていたことがわかる。

東国の『常陸国風土記』筑波郡条にも、新嘗において家内で物忌をする習俗があったが、ここに「新粟初嘗」と粟の新嘗の記載がある。また、『備後国風土記』逸文(『釈日本紀』卷七所収)によると、疫限国社の由来では、蘇民将来伝承に、粟柄を用いて座を作り、粟飯を供えたと伝えるなど、粟の儀礼伝承は少なくない。

伊勢神宮祭祀は稲の祭りを基本としたが、天皇新嘗は本来、

稲と粟双方の祭祀であることに特徴をもつ。これには天下を統治した天皇の理想と現実の姿があった。数多くの災害・飢饉に瀕した天皇にとって、祈願の主旨は順調な農耕の豊穰であり、粟は人々の生活を守ることができる食料とされた。とくに『養老賦役令』義倉条によると、粟は飢饉の備蓄のために義倉に納められた。また、『続日本紀』靈龜元年(七一五)十月七日条によると、陸田作物奨励の詔には、畠作の諸穀のなかで粟が最も「精好」であると記載されている。天皇の立場では、稲の生育を志向しつつ、国家の安定のためには、粟の生産と備蓄は重要な事項であった。ここに天皇による粟祭祀の現実がある。

ここで「実験祭祀学」の一齣をお伝えしたい。ある日、自炊で粟御飯を炊飯してみた。稲米による炊飯は、日常いただいているとおりで、甘味もあり、美味しい。粟御飯はどうかといえは、米御飯と比較すると、とても美味しいとはいえない。ただ腹持ちはする。お腹にどっしり溜まり、空腹感は長時間感じなかった。これが粟の特性であろう。古代の食生活の中心が粟御飯であったことが理解できる。古代天皇祭祀には、粟御飯の祭祀が強く反映している。

天皇新嘗に必要な水田稲作と粟などの畠作の源流は、『日本書紀』の神話に語られ、「天照大神喜びて曰はく、是の物は則

顕見しき蒼生の食ひて活くべきものなり、乃ち粟・稗・麥・豆を以ては陸田種子とす、稲を以ては水田種子とす、又因りて天邑君を定む、即ち其の稲種を以て、始めて天狭田及び長田に殖う、其の秋の垂穎、八握に莫莫然ひて、甚だ快し」（第五段第十一）とある。これを受けて、「天照大神、天狭田・長田を以て御田としたまふ」とあり、素戔嗚尊の乱暴な行爲が「天照大神の新嘗しめす時」に新嘗齋場で行われ、天石窟に入られる（第七段本文）。この稲穂は、天照大神の神勅によつて、「吾が高天原にきこしめす齋庭の穂を以て、亦吾が児にまかせまつるべし」（第九段第二、現存する卷二の最古本、國學院猪熊本によると、「穂」には傍訓「イナノホ」とあり、鎌倉時代初期以前には、水田稲作の稲穂のことと考えられていた）と仰せ出され、皇御孫命の治める葦原瑞穂国にもたらされる。いらい、天照大神が直轄される天上の御田を地上に再現した「倭の屯田」において農耕が営まれ、ここで生育された稲の食料が、天皇の食膳と祭祀に用いられた。

地上において、天皇食膳の供御とされたのが、「倭の屯田」の稲・粟であつた。

・「纏向玉城宮御宇」（垂仁天皇）の世「太子大足彦尊に科せて倭の屯田を定めしめたまふ、是の時に勅旨ありて、凡そ倭の

屯田は、毎に御宇す帝皇の屯田なり、其れ帝皇の子と雖も、御宇すに非ずは掌ること得じ、とのたまひき」（「仁徳天皇即位前紀」とある。皇御孫命である天皇のみが領有できた聖別された特別の田とされた。

・「大宝令」注釈「古記」（『令集解』所引）によると、「倭の屯田」の名称を引く「屯田」は「御田」と謂い、「供御の食料を造る田」とある。主に天皇供御のための田であり、「大宝令」では「屯田」と呼ばれていた。⁵⁾

・『養老田令』のなかに「凡そ畿内に官田置かむことは、大和、摂津に各卅町、河内、山背に各廿町」と規定され、「其れ田司は年別に相ひ替へ」ることになつていた。

・天平二年（七三〇）年紀の『大倭国正税帳』（『正倉院文書』）のなかに、十市郡・城下郡・添上郡の三郡に「屯田稲穀」の記載がある。大和の屯田（官田）は、少なくとも三郡に置かれており、この内に「倭の屯田」があつたと推定される。

三輪山と大和川を挟んで、出雲・大田の地名が残る地域（素戔嗚神社の周辺）は、その淵源の地とされる。大和川の土手には、葦が生い茂り、その景観は神話と歴史をつなぐ。奈良時代前期まで、大化前代に系譜を持つ「屯田」の語が使われ、その所管は宮内省傘下となり、毎年交替した「屯司」も省所轄の諸

司の伴部・使部がその役に仕えた。奈良時代以後の天皇供御と祭祀の実態は、『延喜式』の宮内省式・大炊寮式・造酒司式などによって知ることができる。

天皇の供御と中宮・東宮、さらに在京中の伊勢斎王の食膳の稲・粟などは宮内省の官田である省宮田の収穫を用いることになっていった(『延喜大炊寮式』△28▽)。その稲を出す官田は、平安時代になると畿内のなかから、粟は山城国から出すこととされた(『延喜民部省式上』△141▽)。省宮田の収納帳には「年中の供御の稲・糯・粟等の数」(東宮・中宮も同様)を大炊寮が記録し、宮内省に報告した(『延喜宮内省式』△5▽)。大炊寮は毎日、天皇供御の稲米・粟米を舂いて、内膳司に送り、中宮の分も同じく内膳司に送り、東宮分は主膳監に送るようになっていた(『延喜大炊寮式』△27▽)。

この天皇供御と中宮・東宮季料によって毎日の食膳が確保され、その主食は稲米・粟米であったが、さらに新嘗・神今食の祭祀にも稲・粟が神膳に供えられ、共食にも用いられた。その稲米・粟は、神今食では「御飯、粥料、米各二斗、粟二斗」(『延喜四時祭式上』△24▽)、新嘗では「御飯并粥米各二斗、粟二斗」(『延喜四時祭式下』△51▽)とあり、伊勢斎王の在京中(野宮)の新嘗では「米四斗、粟二斗」(『延喜齋宮式』△30▽)が使わ

れた。祭祀用の稲・粟も供御用と同じく、大炊寮から内膳司に送られた。

宮内省宮田の系譜を引く御稲田が中世末期まで、大炊寮領として内廷経済を賄ってきた。山城・河内・摂津国に散在し、山城国綴喜郡には、御粟を貢進する「御粟園御稲」が所在した。南北朝時代には、ここから御粟とともに御稲も納められており、新嘗の粟と大嘗祭の粟とは、ここから供納されていたであろう。⁶⁾

平安時代の朝儀を一覧したものに『年中行事御障子文』がある。これは仁和元年(八八五)に藤原基経が光孝天皇へ献上した衝立障子であり、毎年の儀式の基本とされた。それによると、十一月天皇新嘗に際しては、九月以降の祭儀・儀式が関係している。

- | | |
|---|---|
| ① | 九月朔日、奏 _レ 可 _レ 醸 _二 新嘗黑白 _二 酒 _一 事 |
| ② | 十月二日、奏 _下 可 _レ 供 _二 新嘗祭 _一 官田稲粟卜定文 _上 事
十一月朔日、内膳司供 _二 忌火御飯 _一 事
同日、神祇官始奉 _二 御贖 _一 事 |
| ③ | 十一月中丑日、宮内省奏 _二 御宅田稲数 _一 事
十一月中寅日、鎮魂祭事 |

十一月中卯日、新嘗祭事
十一月中辰日、節会事

このなかで、天皇新嘗については、つぎの三奏上儀式が重要である。

①九月朔日「奏_レ可_レ醸_二新嘗黑白_二酒_一事」

新嘗の黑白酒は、これも官田の稲を用い、その官田については、毎年九月二日（①の『御障子文』は朔日）に、宮内省・神祇官とともに造酒司に赴き「酒稲を進るべき国郡をトへよ」〔延喜宮内省式〕（△13▽）と、酒稲を進るべき国郡を卜定した。その酒料の稲は「官田二十束」〔延喜造酒司式〕（△10▽）とある。

②十月二日「奏_下可_レ供_二新嘗祭_一官田稲粟卜定文_上事」

新嘗に供える官田の稲・粟は、毎年十月二日に、神祇祐・史が卜部を率い、宮内省の丞・録は史生を率いて、大炊寮に向かい「稲・粟を進るべき国郡を卜定せよ」〔延喜宮内省式〕（△10▽）と稲・粟を進るべき国郡を卜定した。神今食と新嘗には、官田の「稲八束、粟四束」を用いて春き、神祇官に送った（『延喜大炊寮式』（△2▽））。大嘗祭だけでなく、①新嘗の黑白酒と②稲粟とは、ともに国郡卜定が行われ、畿内の官田稲と粟が使用

された。

③十一月中丑日「宮内省奏_二御宅田稲数_一事」

中卯日の新嘗祭祀に先立って、その前々日の中丑日に、供用の官田（宮内省宮田）の稲束数を奏上する政事向きの宮内省御宅田の稲数を奏上する儀式が行われた。ここには宮内省のみで神祇官の関与はなく政務性が高い。宮内省の輔は、御体御卜奏、御曆奏と同じく、延政門から内裏に入り、その奏文は「宮内省申さく、内つ国の今年供奉れる三宅田合せて若干町、穫稲若干束、その年以往の古稲若干束、惣べて若干束供奉れる事を申し給はくと申す」と、今年の収穫数と昨年までの残数を奏上した（『延喜宮内省式』（△54▽））。このあと、奏文は内侍をとおして天皇のもとに奏覧される。この儀式は「内裏式」「儀式」にも記載され、その奏文はほぼ同文で、九世紀前半には行われており、この儀式は令制以前まで遡る可能性が高いと考えられる。

①②は新嘗神事に必要な造酒のための稲と神膳のための稲粟を進上すへき官田の地域を国郡卜定することを奏上するもので、神祇官・宮内省の官人によって行われた祭祀に直接関係する事項といえる。一方の③奏上儀は、一見祭祀との関係は見られない供御用の官田（宮内省宮田）の稲束数を奏上する政事向

きの儀式であるが、大化前代の天皇直営田である「倭の屯田」の経営に由来する天皇への報告儀礼である。この収穫の実数の報告を受ける同儀は鎮魂祭の前日、中丑日に行われ、この儀式をうけて、天皇新嘗を齋行する意味をもつことになる。⁽⁸⁾

二、大嘗祭と粟

国家祭祀として踐祚大嘗祭に先行した天皇新嘗は、壬申の乱後の天武朝、天武二年（六七三）十二月丙戌（五日）条に、

「大嘗に侍奉れる中臣・忌部、及び神官人等、并せて播磨・丹波二国の郡司、亦以下の人夫等に悉に禄賜ふ、因りて郡司等に各爵一級を賜ふ」（『日本書紀』）

とあるのが、その初出とみられ、天皇新嘗として畿外の国郡卜定を伴う国家的祭儀に昇格した。これは、のち持統朝（持統五年）に始まる踐祚大嘗祭の先蹤ともいえる。

初期の踐祚大嘗祭と天皇新嘗との間に、名称の違いはなかった。毎年恒例の新嘗について、『養老神祇令』仲冬条には「下卯大嘗祭」とある。また、大嘗条には「凡大嘗は、世毎に一年

なるは、国司行事せよ、以外は、年毎に所司行事せよ」とあり、世毎も年毎も、ともに大嘗祭と呼ばれ、一代一度大嘗祭が齋行されるときは毎年の新嘗は行われることはなかった（『神祇令集解』仲冬条「朱云」）。この時期における「大嘗祭」の意味は、大王（天皇の古称とされる）・大殿・大祓（大解除）・大内裏・大田（天皇の直営田、大嘗祭卜定の田圃もいう）など、国家・天皇に直接関係をもつ事項に「大」字を付ける例があることから、伊勢祭祀の収穫祭「嘗祭」は神嘗祭といい、十一月の特定神社を対象とした相嘗祭、そして元来は天皇の新嘗を指して「大」嘗祭といったものであろう。

一代一度大嘗祭と毎年の天皇新嘗との、大きな違いは、神饌の稲の供出先である。国郡卜定した郡を「齋郡」（『延喜踐祚大嘗祭式』△9・10▽）といい、悠紀・主基の齋田二ヶ国には、百姓（公民）の営なむ田六段が卜食して充てられ、その収穫分については、正税が充てられ、その対象とされた卜食の齋田を王権の田圃名である「大田」（『儀式』巻二）と呼んだ。畿外齋田の稲は徹底した聖性が求められてきた。

大嘗祭は畿外田で作付けされるが、天皇新嘗は畿内の官田に依存している。ただし、天武朝初期の新嘗は、畿外の国郡卜定をとともなう田圃の選定が行われていた。これは近江朝廷を二つ

に分断した争乱を收拾するために、天智朝以前から行われていたと推定される新嘗を、全国的規模で畿外をも対象とした国家的祭祀に昇格したものにほかならない。天皇祭祀の核となったのが、天照大神一神への国郡卜定をともなう畿外稲による天皇新嘗であり、のちの大嘗祭の原形を見出すことができる。

三十年前、大嘗祭論議のとき、祭儀の中心・本義が神饌供進にあることを論じ、また、天皇の神饌供進の所作については精密な研究がなされてきた。康安二年（一三六二）前後成立の卜部兼豊撰『宮主秘事口伝』には「大嘗会者、神膳之供進、第一之大事也、秘事も」とあり、一条経嗣の『応永大嘗会記』においても、「大嘗会の大事ハ神膳に過たることハなし」と記している。これらの記録によれば、神饌の供進にこそ、祭儀の「大事」とされており、この部分が「秘事」とされてきた。これらの記録を用いて、寝座におけるマトコオフスマの秘儀は無かったと断言したのであったが、さらに、この「秘事」のなかに、特別の「秘事」とされるものがあつた。

平安期の儀式書によると、『延喜踐祚大嘗祭式』³¹に「飯筥」、『天仁大嘗会記』に「御飯筥 納窪手一口」とあるのみで、その中身についての記述はない。平安後期になると、保安四年（一一二三）藤原忠通の記録『法性寺殿御次第』に、「御飯筥」

について「納窪手二口、各盛御飯、一窪有蓋、神食料、一窪無蓋、御食料、采女説也」とある。采女からの情報として、窪手二つに神膳料と直会料とが入るが、米粟の確認はとれない。これが主水司の用意する八足机の上に「粥二坏」が置かれ、「一坏米・一坏粟」と米粥とともに粟粥が記述されている。これが管見に触れた、大嘗祭の神饌のなかに米とともに粟が入っていることが確認できる最古の事例である。

摂政藤原忠通は保安四年、当時四歳の崇徳天皇の大嘗祭に立ち会った。忠通の父忠実も、天仁元年（一一〇八）五歳の鳥羽天皇の大嘗祭を奉仕した。この時には、白河法皇の召をうけて習礼が行われた（『殿暦』）。忠通の『法性寺殿御記』に「法王仰云」とか、『後鳥羽天皇宸記』に「白河院御説」と、のちのちまで陪膳采女安芸の意見とともに伝承されている。この時期の神饌供進の作法については、白河法皇の意見が強く反映している。³²

今後、史料の発掘により、粟の記載が増えていく可能性が残されているが、現段階では最古の事例は崇徳天皇大嘗祭のなかで粟の存在を確認できる。鳥羽・崇徳天皇大嘗祭は、白河法皇が積極的に祭祀に関与しているので、この粟を入れる作法は、白河天皇大嘗祭の承保元年（一一〇七）以前まで遡ることが可

能であろう。

建曆二年(一一二二)後鳥羽上皇から順徳天皇に伝えられた『大嘗会神饌秘記』(別名「後鳥羽上皇宸記」、『神道大系・踐祚大嘗祭』所収)は、のちに伏見天皇によって書写された宸筆が宮内庁書陵部に所蔵されており、口伝から記録への貴重な秘記といえる。同書には、「秘説三ヶ事」を掲げ、第一に神膳の供進の作法について、二行説(是上説、白河院の説)と五出説(円形の「是次説」、采女安芸の説)の作法があることを伝える。別の記録によれば、前者は成年天皇の正規の作法、後者は摂政が補助する幼帝の略式作法である。

第二は、「御飯ハ四坏也」とし、諸家の記録は二坏であるが、その二坏は御飯であり、「実ハ米二坏、粟二坏」とあり、これを「秘事也」と記す。ただし、御飯の稲と粟を盛り合わせるか、盛り合わせないかは、なお尋ねるべきであるとする。粟御飯の供膳は秘事とされており、刀自采女はこの秘事を知っているが、他の者は知るところがなかったという。

第三に「祈請申詞」を載せ「此事最秘藏事也」とある。その文面は、伊勢五十鈴河上に坐す「天照大神又天神地祇諸神明」に対して「今年新に得たる所の新飯」を奉供することと、「諸の災難を未萌に攘ひ除き、不祥・悪事を遂に犯し来たること莫れ」

と災異・災害の除去を祈願する。そして最後に「是尤秘事也」とある。

三、中世・近世・近代の記録から

〔中世・近世の記録〕

・鎌倉前期の記録『建保大祀神饌記』(『神道大系・踐祚大嘗祭』所収)には、天皇の所作として御飯の筥をとり、窪手(柏の深鉢)二つに盛り付け、「一はいねの御はん、一はあはの御はん」と粟の御飯も盛られている。また、「次天皇、手をうち給事三度、そのはしをとりて御はんをきこしめすこと三度、いね・あはの御はん各三度ならば六度也」とあり、粟御飯の直会も記録されている。

・鎌倉後期『伏見院宸記』(『神道大系・踐祚大嘗祭』所収)には、「御飯筥」のなかに、窪手が納められ、「米・粟御飯、各二坏」とあり、蓋の有るのが供神のための「神料」、蓋が無いのが天皇供御の「御料」とあるという。

・南北朝時代の『宮主秘事口伝』には、「御飯料 白米一升・粟一升」は紙に包んで長櫃に入れるとある。

・近世中期の絵図『大嘗祭神饌図』(鈴鹿家資料・皇學館大

学寄託)によると、「御飯筥 米・粟」とあり、葛筥に二個の窪手が描かれ、その下に、朱筆で元文三年(一八三八)の大嘗祭復興時の記述に「御飯 元文三年之度、米・粟二盃被増之、別記仁委細記之」とある⁽¹²⁾。

天皇所作の順番の覚えとして、桜町天皇宸筆「元文三年大嘗祭笏紙⁽¹³⁾」は、その包紙上書に「大嘗祭次第 可秘」とあり、祝詞文のあと、

神供次第、よね・あは、平て左手にもち、右手してもる、
十度、次、なまもの四種、からももの四種、おなし平てにもる、采女めのしる・あハひ、三はしつ、もちくハふ、十度、
次、くだもの四種十二度、神酒四度、先白、のち黒、次、
天皇三度手た、きて、けいくつして称唯して、よね三はし、
あハ三(は、脱力)しなめてたつ、次、御酒、けいくつして三度、よこなから手た、きて称唯して、かしらをかたふけてのむ、八度、

と、その次第が簡明に記されている。天皇の神饌供進の作法は、陪膳采女が天皇親供の介添をする。最初に御箸で枚手に盛るのは御飯、これを陪膳采女に返し、陪膳采女は神食薦に並べて

いく。ついで御菜(生物・干物・汁漬)、果物、さらに本柏に盛られた御酒を天皇は神食薦の上に置かれた枚手の上から灌ぐ。このあと米御粥・粟御粥を陪膳采女が供え、御直会にうつる。天皇は拍手三度のあと、低頭し「おお」といい、御飯の米三箸・粟三箸、あわせて六度頂き、さらに御酒の白酒四度、黒酒四度を頂戴する。なお、木村大樹氏によると、天皇所作の総数は、神今食は二百五十二箸、新嘗・大嘗祭は枚手の数が倍になり五百四箸、その儀式が二度つづくので、千八箸になるという。これが「秘事」そのものであった。

〔近代の記録〕

・近世の後半、新嘗祭の祭祀は吉田家に委託されたが、その神饌のうち新嘗祭御用の米・粟は明治三年(一八七〇)まで、山城宇治郡山科郷音羽村と丹波山国郷七箇村より納められていた⁽¹⁴⁾〔公文録〕「庚午十一月神祇官伺」。ところが明治四年十月、大嘗祭廟行にあたり、これまで宇治郡音羽村より、例年粟五升・米五升を進納してきたが、同年の進納について御伺いを立てたところ、「当年は相納候に不及」という返事で、東京における大嘗祭には不要とされた⁽¹⁵⁾(明治四年『大嘗会雑記』)。

・昭和三年(一九二八)の悠紀殿供饌の儀には、「御飯筥」

のなかに「米御飯・米御飯・粟御飯・粟御飯」、「御粥八足机」には「米御粥・米御粥・粟御粥・粟御粥」とあり、主基殿供饌の儀も同様とある。その内、「御飯・御粥ノ料及御酒醸造用ノ米ハ、悠紀、主基両齋田ノ新穀」であり、各々一石二斗五升のうち、各々一石が醸造分(祭儀・大饗)、各々二斗五升が御飯・御粥の料に用いた。「粟ハ各地方民ノ献納ニ係リ、十月十七日、宮内省ヨリ悠紀、主基両殿御飯并ニ御粥ノ料トシテ受領」とあるので、昭和の大嘗祭の供膳では、御飯・御粥と御酒醸造用の米は、悠紀・主基齋田の新穀が用いられ、粟は各地方民の献納にかかわるものであった。大嘗祭は古式を正しく伝えることを本義としているので、稲の供出先は悠紀・主基地方で一貫しており、粟は悠紀・主基地方以外の供納であったことは確定してよい。¹⁰⁾

四、天皇新嘗と中宮・東宮・伊勢齋王

天皇新嘗と齋王新嘗との大きな祭祀上の確立期が、天武二年の伊勢齋王「泊瀬齋宮」入りと国郡卜定・畿外郡司以下への賜禄を伴う天皇新嘗の成立であった。天皇新嘗には、天下統治を意図した方針が組み込まれ、齋王祭祀にも、天皇新嘗と一体化

した祭祀体系が組み立てられていった。神宮祭祀に新嘗祭の事はなく、齋王新嘗は天皇新嘗と同時刻に、類似した室礼を設け(『延喜齋宮式』△66▽)、供膳も在京中は天皇と同一の稲粟が用いられ、伊勢齋宮では伊勢国供田の「稲八束、粟四束」が供膳に使用され(『延喜齋宮式』△30▽△66▽△77▽)、朝廷と「神の朝廷」との一体の、天皇から特別に認められた祭祀である。

		官田稲粟	鎮魂祭	新嘗	戸座
天皇	※	◎寅日	◎卯日	○	
中宮	※	○寅日	△卯日	○	
東宮	※	△巳日	×	×	
伊勢齋王	※在京中	×	◎卯日	○	

※印は官田稲粟を食膳とした。戸座は新嘗の忌火を用いた聖職。

天皇に準じて、官田の稲粟を食膳にできたのは、中宮・東宮・伊勢齋王(在京中)であったが、一覽でもわかるように、天皇の鎮魂祭・新嘗に対応しているのは、中宮の存在である(『延喜四時祭式・下』△48▽)。東宮の鎮魂祭は、天皇新嘗後の巳日に行われており(『儀式』五、鎮魂祭儀)、独自の新嘗は齋王行されなかった。これに対して、齋王は天皇に準じた独自の新嘗を務めたが、齋王鎮魂祭は存在せず、齋王新嘗はあくまでも

天皇新嘗の一環として機能し、天照大神と天皇玉体とをつなげることが一義であったといえる。伊勢の神宮祭祀では、粟祭りとは皆無であり、稲祭りとしての独自性が強く確立されていた。これに対して、粟祭りを具備した天皇神今食・新嘗に直結していたのが斎王新嘗である。

天皇親祭の新嘗は天皇祭祀権の専権事項であり、天皇新嘗と同日同時刻、独自に斎行することのできた唯一の存在が斎王であったことは重要である。

おわりに―稲と粟祭祀の接点

古く「倭の屯田」に系譜を引く官田稲・粟が新嘗の神膳に供されてきたことは、既に見てきたように『延喜式』に詳細な規定がある。令制以前の新嘗儀礼は、天皇直営の「倭の屯田」(のちの宮内省官田)で生育した稲・粟を用いて祭祀が斎行されたが、天武朝に入ると畿外の公郡が、臨時の神郡となり、「斎郡」(『延喜踐祚大嘗祭式』△9・10▽)と称して奉仕する形式に改められた。天武二年(六七三)から同五年・六年にかけての新嘗祭祀は、畿外の国郡を卜定する新しい祭祀形態が導入され、国家的祭儀に高められた。

七世紀後半、孝徳朝以降、畿外神郡神社を核に祭祀体系が組み立てられるなかで、律令祭祀としての『外廷』班幣儀礼が確立するとともに、『内廷』天皇新嘗も畿外を対象化した「大嘗の祭祀に組み直されたものであった。とくに斎田神事は、朝廷基盤領域である畿内を出て、畿外の神郡編成と同意の臨時斎郡・斎田を設定することで、天皇の統治と国家の領域支配を象徴的に儀礼化したものであった。

最後に大嘗祭における粟御飯の行方について論じ、幕とした。古今、天皇新嘗には稲(米)とともに粟御飯が供膳されてきた。一方、踐祚大嘗祭では、平安前期の記録(とくに『儀式』『延喜式』)に粟が入っていたことを確認することはできない。

平安後期以降に至って、粟の存在が確認でき、粟の供膳は「秘事」とされていた。

先述の平安後期以後の諸記録を見ると、天皇の神への供膳と御直会の順序は、稲御飯を先とするものの、稲御飯と粟御飯は、回数など同一の所作ですべて対応している。そこには、稲とともに粟に対する敬意・報賽の作法が盛り込まれている。

天武朝前期に開始された畿外稲の天皇新嘗に際して、粟は供膳されなかったのか。持統朝にはじまる踐祚大嘗祭にも、粟は供膳されなかったのか。

天武朝前期における天皇新嘗は、畿外国郡を対象としており、稲は大和官田稲ではなく、特別に聖性化された畿外稲が使われたであろう。ここには粟とその出所が確認できない。新嘗祭祀に先立って、その前々日の中丑日に、供御用の官田（宮内省営田）の稲束数を奏上する政事向きの宮内省御宅田の稲数を奏上する儀式（「宮内省奏」御宅田稲数「事」、『内裏式』「儀式」『年中行事御障子文』など）が平安初期に行われていたが、これは大化前代の新嘗にも付随した儀式であった可能性は高い。新しく天武二年に畿外稲を対象とした新嘗が開始されたとしても、天皇の食膳の稲粟は従来とおり大和の直営田（屯田）から供給されていたであろうから、祭祀用の粟も屯田・官田粟が供膳されたであろう。皇位継承後、大嘗祭までの間にも、天皇食膳確保の儀礼は重要であり、当然譲位後も新帝のもとで途絶えることなく「宮内省奏」御宅田稲数「事」は行われてきただろう。であるならば、畿外稲と官田粟による祭祀は一貫して斎行されてきたと考えるとよいだろう。

では、稲とともに粟祭祀が天皇新嘗祭祀の両翼とされてきたのはなぜか。粟は非常時のために飢饉の備蓄とされており、民生安定には欠くことはできない食料であった。大嘗祭には、災害の予防が祈念されており、天皇祭祀の本質は、稲だけではな

く、粟の祭祀が重要であったことを強調しておきたい。

注

- (1) 山口祐樹「新嘗祭」（岡田莊司編『事典 古代の祭祀と年中行事』吉川弘文館、二〇一八年）。
- (2) 落合偉洲「新嘗祭と粟」（『神道及び神道史』二十五号、一九七五年）。
- (3) 岡田莊司「天武朝前期における新嘗祭祀と伊勢斎王」（岡田莊司編『古代の信仰・祭祀』古代文学と隣接語学シリーズ7、竹林舎、二〇一八年）。
- (4) 岡田莊司、前掲注(3) 論文。
- (5) 岸俊男「額田部臣」と倭屯田（『日本古代文物の研究』塙書房、一九八八年、初出一九八五年、岡田莊司「大嘗・新嘗の祖型」（『大嘗の祭り』学生社、一九九〇年、初出「大嘗・新嘗の淵源―倭の屯田を訪ねて」『大美和』七七号、一九八九年）、三谷芳幸「令制官田の構造と展開」（『律令国家と土地支配』吉川弘文館、二〇〇六年、初出一九九八年。岡田精司氏は、大化前代の新嘗について、地方豪族からの食物供献による「イイナメロラスクニ」服属儀礼と論じられたが、その後、稲穂の出所が官田であることから拙論を受け入れ、「全国支配にかかわるような政治的な意味は考えられない」と述べて、前説を撤回された（岡田精司「大嘗祭の神事と饗宴」（『古代祭祀の史的研究』塙書房、一九九二年））。
- (6) 橋本義彦「大炊寮領について」（『平安貴族社会の研究』吉川弘文館、一九七六年、初出一九七二年）。『師守記』貞治六年（一二六七）九月十七日条（『史料纂集』）。
- (7) 大津透「律令国家と畿内」（『律令国家支配構造の研究』岩波書店、

- 一九九三年、初出一九八五年。
- (8) 岡田莊司「天皇祭祀と国制機構―神今食と新嘗祭・大嘗祭―」(『平安時代の国家と祭祀』統群書類従完成会、一九九四年、初出一九九〇年)。
- (9) 岡田莊司「真床覆衾、論と寢座の意味」(『大嘗の祭り』学生社、一九九〇年、初出一九九九年)。
- (10) 宮地治邦「大嘗祭に於ける神饌に就て」(『千家尊宜先生還暦記念論文集』神道学会、一九五八年)、田中初夫「神饌(酒と飯)」(『踐祚大嘗祭 研究篇』木耳社、一九七五年)、安江和宣「大嘗祭の神饌御供進」(『神道史研究』二七巻四号、一九七九年、同「大嘗祭に於ける神饌御供進の御儀―建保大祀神饌記」の成立をとおして―)(皇學館大學神道研究所編『続大嘗祭の研究』皇學館大學出版部、一九八九)、木村大樹「神今食の神饌御供進に関する考察―大嘗祭卯日神事と関連して―」(『神道研究集録』三一輯、國學院大學大学院、二〇一七年)、松本郁代「秘儀の相伝」(『天皇の即位儀礼と神仏』吉川弘文館、二〇一七年)。
- (11) 安江和宣「大嘗祭記録『法性寺殿御次第』の成立」(『神道宗教』一四〇・一四一号、一九九〇年)。
- (12) 所功監修『京都の御大礼』思文閣出版、二〇一八年。
- (13) 東山御文庫所蔵。宍戸忠男氏の御教示による。
- (14) 木村大樹、前掲注(10)論文。
- (15) 岩本徳一「神祇官代新嘗祭考」(『國學院雜誌』六七巻六号、一九六六年)、高木博志「明治維新と大嘗祭」(『近代天皇制の文化史的研究』校倉書房、二〇〇六年、初出一九八七年)、武田秀章「明治大嘗祭前史の一考察」(『維新期天皇祭祀の研究』大明堂、一九九六年、初出一九九〇年)、阪本是丸「近世の新嘗祭とその転換」(『近世・近代神道論考』弘文堂、二〇〇七年、初出一九九一年)。
- (16) 所功『近代大札関係の基本史料集成』国書刊行会、二〇一八年。
- (17) 内閣大札記録編纂委員会編『昭和六札記録』一九三二年。
- (18) 塩川哲朗「鎮魂祭の祭祀構造に関する一考察」、木村大樹「天皇と斎王の祭祀構造―「戸座」の位置付けを手がかりに―」(ともに『神道研究集録』第三二輯、國學院大學大学院、二〇一八年)、岡田莊司、前掲注(3)論文。
- (19) 七世紀後半の律令祭祀制形成過程三部作として、岡田莊司①「古代神祇祭祀体系の基本構想―「天社・国(地)社祭祀制」―」(『神道宗教』第二四三号、二〇一六年)、同②「古代の国家祭祀―祈年祭の淵源を探る―」(『神道史研究』六五巻二号、二〇一七年)、同③「天武朝前期における新嘗祭祀と伊勢斎王」、前掲注(3)論文。
- (付記) 折口信夫マトコオフスマ論から九十年、寢座秘儀説否定の拙論から三十年、そして今、新たな大嘗祭論を提示してみた。